

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布による。

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

立川市職員育児休業等条例（平成4年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 法第2条第1項本文に規定する条例で定める育児休業をすることができない職員は、次の各号に掲げるものとする。 (1) <u>規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u> (2) ……略…… (3) <u>立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号）第3条第1項及び第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> 第2条の2 ……略…… <u>（法第2条第1項の条例で定める日）</u> 第2条の3 <u>法第2条第1項に規定する条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u> (1) <u>次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳に達する日（以下この条において「1歳到達日」という。）</u> (2) <u>非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日</u>	（育児休業をすることができない職員） 第2条 法第2条第1項本文に規定する条例で定める育児休業をすることができない職員は、次の各号に掲げるものとする。 (1) <u>非常勤職員</u> (2) ……略…… (3) <u>法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (4) <u>立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号）第3条第1項及び第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> 第2条の2 ……略……

が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休業又は立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(令和元年立川市条例第 号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項に規定する産前産後休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳

6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 法第2条第1項に規定する条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める再度の育児休業をすることができる特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(6) ……略……

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(部分休業をすることができない職員)

第6条 法第19条第1項に規定する条例で定める部分休業をすることができない職員は、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

(部分休業の承認)

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにお

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める再度の育児休業をすることができる特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(6) ……略……

(部分休業をすることができない職員)

第6条 法第19条第1項に規定する条例で定める部分休業をすることができない職員は、非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。

(部分休業)

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で職員の託児の態様、通勤

いて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で職員の託児の態様、通勤の状況その他から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。この場合において、勤務時間条例第16条に規定する育児時間又は勤務時間条例第18条に規定する介護時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間を減ずるものとする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（当該職員が勤務時間条例第19条の規定により定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をする職員の給与等の減額）

第8条 職員（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年立川市条例第 号）別表第1備考に規定する通勤手当に相当する報酬の額、特殊勤務手当に相当する報酬の額、時間外勤務手当に相当する報酬の額、休日勤務手当に相当する報酬の額、夜間勤務手当に相当する報酬の額その他規則で定める報酬の額を除く。）のうちその

の状況その他から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。この場合において、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号）第10条の規定による育児時間又は同条例第11条の2に規定する介護時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間を減ずるものとする。

第8条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市職員育児休業等条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に掲げる規則で定める非常勤職員による育児休業の承認の申請及び新条例第6条に規定する規則で定める非常勤職員による部分休業の承認の申請は、この条例の施行の日前においても行うことができる。